

流山市住宅用省エネルギー設備等 脱炭素化促進事業補助金

受付期間

令和8年7月21日(火)～令和9年3月31日(水) (郵送の場合は必着)

注意事項

- お問い合わせは市ホームページをご覧くださいから、お願いします。
- 予算額が上限に達した場合は、受付期間内でも受付を終了します。

1. 対象設備等の要件（市内事業者からの購入・設置のみ（一部設備は例外））

住宅用省エネルギー設備等の種類	住宅用省エネルギー設備等の要件
太陽光発電設備 ※ <u>市内事業者</u> から購入・設置したもの	次の要件のいずれかを満たすものとする。 (1) 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの (2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの (3) 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
家庭用燃料電池システム (以下「エネファーム」という)	一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているもの ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム ※ <u>市内事業者</u> から購入・設置したもの	国が令和6年度以降に実施する定置用リチウムイオン蓄電システムに係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 (以下「電気自動車等」という)	国が令和6年度以降に実施する電気自動車等に係る補助事業の補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであって、新車（中古の輸入車の初年度登録車を除く。）として購入したもの
V2H充放電設備	国が令和6年度以降に実施するV2H充放電設備に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。
断熱窓（個人の申請・マンション等の管理組合の申請） ※ <u>市内事業者</u> から購入・設置したもの	次の要件の全てを満たすものとする。 (1) 既存住宅の居室に設置すること (2) 国が令和6年度以降に実施する断熱窓に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されている窓又はガラスであり、かつ窓全体の熱貫流率（Uw 値）が1.9 以下あること。 (3) 一室単位で、外気に接する全ての窓に設置すること。（原則窓の大きさや形の変更不可） マンション等の管理組合が申請する場合は次の要件も満たすこと。 ・マンション等の管理組合が、自身が管理する市内のマンション等の1戸以上に断熱窓を設置（この場合において、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の断熱窓の設置も含む）すること。

2. 補助金交付対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 自ら居住する市内に存する住宅に、市内事業者（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、エネファーム、V2H充放電設備及び各設備等においてリース契約の場合は市外事業者も可）から未使用の補助対象設備を購入し、設置又は導入した者。
- (2) 申請日に流山市の住民登録があり、市税を滞納していない者。
- (3) 令和8年4月1日以降に工事着工し、同一年度内に設置を完了した者。電気自動車等の場合は自動車検査証記録事項の登録年月日又は交付年月日が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
 ※太陽光発電設備を設置した方は、昨年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に設置した設備であっても、特定契約締結日から6月以内であれば補助金の申請をすることができます。
 ※V2H充放電設備又は断熱窓を設置した方は、昨年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に設置した設備であっても、国の補助金が確定した日から6月以内であれば補助金の申請をすることができます。

3. 補助対象設備・補助額

補助対象設備等の種類		補助額（千円未満切捨て）
太陽光発電設備(※1)	既存住宅	1kWあたり25,000円（上限10万円） 【上乗せ補助】 ・申請時にHEMS(※4)設置済：＋2万円 ・申請時に定置用リチウムイオン蓄電システム設置済：＋5万円
	新築住宅 （既存住宅を除いた住宅）	1kWあたり15,000円（上限6万円） 【上乗せ補助】 ・申請時にHEMS(※4)設置済：＋1万円 ・申請時に定置用リチウムイオン蓄電システム設置済：＋5万円
エネファーム		10万円（停電時自立運転機能有に限る）
定置用リチウムイオン蓄電システム(※1)		7万円 【上乗せ補助】申請時に太陽光発電設備設置済：＋5万円
電気自動車等(※2)		10万円（V2H充放電設備が併設の場合は15万円）
V2H充放電設備(※3)		購入費の1/10（上限25万円）
断熱窓	戸建て	補助対象経費の1/2相当（上限16万円）
	マンション等	補助対象経費の1/2相当（上限16万円×改修を行った戸数）

(※1)太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電システムが同時に設置されている場合は、5万円の上乗せ補助となります。

(※2)電気自動車等は太陽光発電設備が設置され発電した電気を充電できることが条件になります。

(※3)V2H充放電設備は太陽光発電設備及び電気自動車等が併設されていることが条件になります。

(※4)HEMS（エネルギー管理システム）の要件について

家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの可視化を図り、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいい、機器の制御に係る装置コントローラ等が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものであること。

リース契約で申請の場合は以下の要件も満たす方が対象です。

(1) リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で、リースを受ける者に対し補助金相当分を還元する者

(2) 次に掲げるいずれかを満たすリース契約を締結している者

ア：リース期間が次に掲げる住宅用省エネルギー設備等の区分に応じ、次に定める期間以上の契約になっていること。

・太陽光発電設備：15年 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）：6年 ・定置用リチウム蓄電システム：6年
・断熱窓：10年 ・電気自動車等 4年 ・V2H充放電設備：5年

イ：上記期間を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が対象設備を購入する契約になっていること。

4. 申請手続き

◆全設備共通の必要書類◆

- ・必要書類チェックリスト ※1
- ・交付申請書（第1号様式）（日付は未記入）※1
- ・交付請求書（第3号様式）（日付は未記入）※1
- ・事業結果報告書（別紙1） ※1
- ・仕様書等（事業結果報告書に記載した製品名や型番、容量等の内容が確認できる書類）
- ・未使用品であることが証明できる書類（保証書の写し、自動車検査証記録事項の写し、性能証明書の写し等）
- ・設置工事の着工日・完了日・引渡日 が確認できる書類の写し※2
（電気自動車等を導入の場合は自動車検査証記録事項の写し）
- ・領収書等の写し（補助対象経費、事業者の所在地等が確認できる書類） ※2
- ・設置状況、導入前後の写真（新築住宅の場合は工事後のみで可、断熱窓は設置した全ての窓の工事前後の写真、電気自動車等は保管場所で車全体とナンバープレートのみを撮影した写真）

◆該当する場合に必要な書類◆

- ・本市の納税証明書（交付申請書で市税の納付状況の確認に「同意しません」を選択した場合）
- ・同意書（申請設備を設置した住宅に申請者以外の所有者（共同所有者や第三者）がいる場合）※1
- ・委任状（申請者と別の名義の口座に振込を希望する場合） ※1
- ・本制度以外の補助金等の確定額が確認できる書類の写し（申請設備について他に助成を受けている場合）
- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合）

◆太陽光発電設備の補助金申請者◆

【既存住宅に設置した場合】

- ・検査済証や住宅に係る固定資産税の課税明細書等

【HEMS を設置している場合】

- ・HEMS の製品名及び型番が確認できる保証書の写し又は写真

【前年度に設置した場合】※特定契約締結日から6月に達する日までの申請が対象

- ・特定契約締結に係る書類の写し（系統連系日・買取起算日、売電開始日等が確認できる書類）

【過去に定置用リチウムイオン蓄電システムを設置している場合】

- ・定置用リチウムイオン蓄電システムの製品名及び型番が確認できる保証書の写し又は写真

◆定置用リチウムイオン蓄電システムの補助金申請者◆

【過去に太陽光発電設備を設置している場合】

- ・太陽光発電設備に係る売電明細書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、保証書の写し、接続契約に係る書類の写し又は太陽光発電設備を設置した住宅の全景及び太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真

◆V2H充放電設備の補助金申請者◆

- ・太陽光発電設備を設置していることが確認できる書類（太陽光発電設備に係る売電明細書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、保証書の写し、接続契約に係る書類の写し又は太陽光発電設備を設置した住宅の全景及び太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真）
- ・電気自動車等が導入されていることが分かる書類（自動車検査証記録事項の写し）

◆電気自動車等の補助金申請者◆

- ・太陽光発電設備を設置していることが確認できる書類（太陽光発電設備に係る売電明細書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、保証書の写し、接続契約に係る書類の写し又は太陽光発電設備を設置した住宅の全景及び太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真）
- ・充電設備を設置していることが確認できる書類（保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真）

【ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証記録事項の所有者と使用者の名義が異なる場合】

- ・保管場所標章番号通知書の写し又は自動車保険証（任意保険に限る）の写し（所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合）

◆断熱窓の補助金申請者◆

- ・窓の熱貫流率（ U_w 値）が 1.9 以下であることが確認できる書類
- ・検査済証や住宅に係る固定資産税の課税明細書等
- ・平面図及び立面図（断熱窓を設置した位置や写真の撮影方向等が確認できる書類）
- ・マンション等であることを証する書類及び規約その他マンション等の管理組合であることが確認できる書類（マンション等の管理組合の申請に限る）

◆リース契約の場合◆

- ・リース事業者が購入した設備の補助対象経費が確認できる書類
- ・リース契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書
- ・リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

※1 ホームページからダウンロードできます。

※2 該当する書類がない場合は販売証明書（ホームページからダウンロード可）を作成してください。

申請時の注意点

- 設備又は電気自動車等はすべて未使用のものが対象（中古品は対象外）となります。
- 補助金は、補助対象設備ごとに、1 住宅につき 1 回に限り交付します。（マンション等の専有部分の設置は 1 戸につき 1 回、マンション等の管理組合による断熱窓の設置は 1 棟につき 1 回、電気自動車等は 1 人につき 1 種類ごとに 1 回交付）
ただし、過去に補助を受けた場合においても、交換又は新たに増設する場合においては処分制限期間に準じて補助の対象となる場合があります。
詳しくはホームページをご確認ください。
- 6 種類の異なる複数の設備等を同時に設置又は導入した場合には、各種補助金の額の合計額の交付となります。
- 郵送の場合、書類が到着した日の窓口受付終了後の受付となります。
- 全ての提出書類に不備・不足等がないことを市が確認できた時点で受付となります。

5. 受付場所・問い合わせ

受付場所：流山市役所 環境部 環境政策課 第 1 庁舎 3 階（窓口又は郵送で受付）出張所不可

〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 流山市役所 環境部 環境政策課

TEL：04-7150-6083（直通）

FAX：04-7158-9777

E-mail：kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp

ホームページ ID：1024476

